

## 会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成 25 年度 政策経営会議（第 9 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 25 年 9 月 4 日（水） 午後 5 時 00 分～6 時 00 分
開催場所		区長応接室
議題		1.（非公開） 2. 不燃化特区について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	案件 1) 非公開 案件 2) 公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条 6 項に関する情報であって、公にすることによ り、当該事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの
出席者	委員	区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	地域まちづくり担当部長・地域まちづくり課長・都市再生担当課長
	事務局	企画課企画担当係長

## 審議経過

### 案件 1 : (非公開)

### 案件 2 : 不燃化特区について

#### (1) 案件の説明

不燃化特区先行実施地区「東池袋四・五丁目地区」の助成金制度について、その内容を定めた。

#### (2) 主な意見と質疑

区 長：財源の裏付けはあるのか。

説明者：半分は東京都、半分は区の負担である。

区 長：不燃化特区を進めていけば、進めるだけ負担は増えていくことになる。

説明者：今回はこれから申請する分の見込みを含んだ金額となっている。特定整備路線は全額都負担であるが不燃化特区は都と区が折半となる。

区 長：23区全部が同じように進めれば財調も考えられるかもしれないが、そうではないので財調も期待できない。豊島区は不燃化の整備地域が他の区より多いのではないかと。

説明者：多い。もともとなかった区もある。

区 長：今回の不燃化の取組みは全体の何%になるのか。

説明者：区全体の約4割が木密である。その5割弱、全体の2割程度を予定している。

説明者：道路ができることにより古い建物がなくなり、沿道の不燃化も進むので、それだけで相当進む。それだけでは足りないので、特区をかけて区の助成金により建て替えを進める。

区 長：助成対象をどれくらいと見込んでいるのか。

説明者：対象家屋は1800棟を見込んでいる。

#### (3) 結論

不燃化特区先行実施地区「東池袋四・五丁目地区」の助成金制度について決定する。

<p>会議の結果</p>	<p>1. (非公開) 2. 不燃化特区について</p> <p style="text-align: right;">⇒決定</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>1. (非公開) 2. 東池袋四・五丁目地区不燃化特区制度のご案内 不燃化特区関連事業費概算(H25～32年度)</p>